

第3回熊野町子ども・子育て会議議事録

1 日 時

平成26年11月10日(月) 19時00分~20時30分

2 場 所

熊野町役場3階 会議室

3 次第・資料

別紙のとおり

4 委員からの質問事項及び回答

2 議事(1)量の見込み・確保方策について

(事務局) 議事(1)について説明

(会 長) 議事(1)についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(会 長) 1号認定というのは、認定こども園と幼稚園を合わせた数のことでしょうか。

(事務局) 1号認定につきましては、1ページをご覧ください。認定区分について、「新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります」と記載があります。基本的に、1号は3歳~5歳の幼稚園対象の子ども、2号は3歳~5歳の保育所対象の子どもです。

(会 長) 2号認定には(幼稚園)という項目もありますが、どういうことでしょうか。

(事務局) 2号認定の幼稚園といいますのは、両親が就労されながら実際に幼稚園に通っている子どもや、保育所ではなく幼稚園を希望されている子どものことです。

(会 長) 数としては、重複しているのですか。

(事務局) 重複しておりません。13ページの表をご覧くださいますと、1号と2号(幼稚園)の下に幼稚園計があります。実際に、2号認定に該当している子どもが幼稚園に通っておられますので、実績については分けられませんが、アンケート結果等により見込(確保方策)では分けております。

2号認定が2種類あってわかりにくいということについては、幼稚園に通園しているが両親が就労しているので、2号認定になってしまう方がいらっしゃるということです。

(会 長) 7ページの乳児家庭全戸訪問事業というのは、1回のみでしょうか。

(事務局) 基本的には1回の訪問ですが、気になるご家庭がありましたら複数回訪問させていただいております。平成24年度の実績値が94.5%、25年度が98.1%となっておりますが、必ず訪問させていただくようにしております。

(会 長) 2回訪問すれば、確保方策の数値が増えるのでしょうか。

(事務局) 25年度の98.1%という数字は、1回の訪問から算出しました。実際、2回以上訪問しているご家庭もございますが、ここの数字に挙げているのは1回でカウントしております。支援が必要なご家庭については、訪問や電話等で支援をさせていただいております。

- (会 長) 養育支援訪問に関しては、そのようなカウントの仕方はしていないのでしょうか。
- (事 務 局) 養育支援については、対象の家庭が 16 件ございました。こちらについても、必要に応じて再訪問等を行っておりますが、1 件につき 1 回のカウントとなっております。
- (会 長) 熊野町外に住んでいて町内に勤務されている人は、見込値としてどの程度おられるのでしょうか。勤務先の近くに子どもを預ける方がおられると思います。
- (事 務 局) 熊野町外の方が町内で勤務されていて子どもを保育所に預けたい場合は、広域入所ということになります。新制度で申しますと、まず居住地で認定を受けていただき、その後に契約などもございますが、空きがあれば本町で入所できます。
- 3号認定のニーズについては、町外の人数は除いて熊野町の数で算出しております。
- (金澤委員) 2 ページの家庭類型は、どのような根拠で分類されたのでしょうか。
- (事 務 局) 15 ページの資料 4 をの区分(保育の必要量)をご覧ください。「主にフルタイムの就労とパートタイムの就労を想定した 2 区分の保育認定を行う」とあります。2 区分とは保育標準時間と保育短時間のことで、保護者の就労時間によって分けられます。この表に基づいて、2 ページの家庭累計を分類しております。
- (金澤委員) 保育短時間が平均 200 時間 / 月となりますと、週 6 日勤務か 5 日勤務かで変わってくると思いますが、だいたい 1 日に何時間ぐらいの勤務と考えておられるのでしょうか。
- (事 務 局) 例えば、週 3 日で 1 日 8 時間勤務という方もおられますので一概には申し上げられませんが、熊野町では月 48 時間を下限と設定しております。今までは、保育所の入所基準を月 30 時間を超える就労と設定しておりましたが、新制度では保護者の就労時間が 48 時間 ~ 64 時間の間で設定するようにとのことでしたので、月 48 時間を超える就労としました。保育標準時間で「1 日 11 時間までの利用に対応する」という内容については、基本的にフルタイムを想定しております。新制度の保育短時間では、1 か月の就労時間の 120 時間を境にし、120 時間未満の方は 1 日の保育時間を 8 時間、120 時間以上の方は今まで通り 11 時間という形になりました。しかし、1 日の就労時間が長い方やフルタイムで勤務日数が短い方等いろいろあると思います。保育短時間の認定に関しましては、まだ国で議論をされているところで、はっきりとした結論が出ておりません。ただ、保育所の入所申し込みが 1 月からはじまりますので、それまでには保育短時間の時間設定が明確になるとと思います。

議事(2) 保育所における定員について

- (事 務 局) 議事(2) について説明
- (会 長) 議事(2) についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
ないようでしたら、次の議事に移ります。

議事(3) 保育料について

- (事 務 局) 議事(3) について説明
- (会 長) 議事(3) についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
ないようでしたら、次の議事に移ります。

議事(4)その他 支給認定に関する基準における保育短時間の下限の経過措置について

(事務局) 議事(4)その他 について説明

(会長) 議事(4)その他 についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
ないようでしたら、次の議事に移ります。

議事(4)その他 放課後児童健全育成事業の拡充について

(事務局) 議事(4)その他 について説明

(会長) 議事(4)その他 についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(会長) 特にないようでしたら、全体に対してご質問等ございませんか。

(染川委員) 14 ページの保育料のところにつきまして、例えば所得税を 103,000 円以上支払っておられる方はだいたい町民税が 169,000 円～214,500 円に当てはまるということでしょうか。

(事務局) 子どもがたくさんおられる方や控除の関係等、状況によっても変わってきます。しかし国の考え方としましては、妻が非課税で子ども 2 人というモデルを基準にしております。その考え方から住民税が階層区分になるように、また元の町階層とも変わらない程度の設定で逆算させていただいたものがこの額になります。

(染川委員) 例えば元の町階層では B でしたが、新制度では C になることもあるというのは想定していないのでしょうか。

(事務局) 所得税の基準と町県民税の基準のところ、国の基準というところがございます。例えば、妻が非課税で子ども 2 人というモデル家庭で所得税が 40,000 円未満の場合の試算では、町民税が 97,000 円にほぼあたるだろうと考えられております。つまり、国の階層の金額を元に町でも同じような条件で算定したということです。現在 4 階層の D03 の方が新制度でも必ず D03 になるのかというと、控除の関係や子どもの人数によって高くなったり安くなったりすることは考えられます。

(染川委員) 一般的に新制度になると、上がる傾向か下がる傾向かどちらになるのでしょうか。保護者としては、非常に気になります。

(事務局) 9 月現在で、入所されている方については概算で示してきました。そのなかで、15～16%の方は高くなる可能性があり、20%くらいの方は安くなる可能性があります。ただ、厳密に所得控除を再計算したわけではございません。あくまでも、概算のなかでの数字でございます。ただ、半分以上が今のままの階層になるのではと考えております。

(事務局) 14 ページに書いてある保育料の金額ですが、現行の階層の金額を示しております。新制度でも大きな変更のないように考えておりますが、現在調整中でございます。

以上